

安城市の介護予防事業

市では、介護予防のため、市内在住の65歳以上のすべての人を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を実施しています。できるだけ介護を必要としない暮らしを送るためにも、総合事業を積極的に利用しましょう。

介護予防で自立した生活を続けるために

サルビー先生 きくぞうくんのおじいちゃんとおばあちゃんは、近くに住んでいるかな？

きくぞう すぐ近くに住んでるよ。おばあちゃんは毎日のように出掛けていて、昨日は友達と近くの福祉センターでやっている健康教室に行ってきたよ。明日は町内会のサロンのお手伝いをするんだって。

サルビー先生 おじいちゃんはどうしているのかな？

きくぞう 少し前まで入院してたんだ。退院後は「入院中に足腰が弱くなった」と言ってる家で過ごすことが多くなったから、皆で心配してたんだ。そうしたら近所の人や、高齢者の困りごとの相談を受けてくれる地域包括支援センターを教えてください。おばあちゃんが相談したら、センターの人が来て、話をじっくり聞いてくれたんだ。お



サルビー先生



きくぞう

じいちゃんはチェックリストで身体機能が低下していると分かったから、元気な状態に戻るために、短期集中型介護予防サービスを勧められたみたいだよ。

サルビー先生 介護予防に取り組めるように、リハビリの専門職が短期間に集中して支援してくれるサービスだね。終了した後、教わった筋トレ等を行うことで、筋力の低下を防ぐことができるんだ。

きくぞう おじいちゃんは、家でできる筋トレを毎日頑張るんだと言ってる。足腰が丈夫になったら、一緒にウォーキングイベントに参加しよう！って誘われたよ。ぼくと一緒にイベントに参加することをとても楽しみにしてるんだ！



短期集中型介護予防サービス

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

一般介護予防事業

高齢者の生きがいづくりや家庭・地域等での役割づくりを大切にしながら、自助・共助・公助の仕組みを広げて介護予防に取り組む事業です。65歳以上の人は誰でも参加できます。

●内容

- 福祉センターで行われている体操や認知症予防等の教室
- 地域住民が主体となったサロンや認知症カフェ・体操教室等の「通いの場」等



ふれあいサロン



認知症カフェ



町内健康体操

介護予防・生活支援サービス事業

●対象 要支援1・2の人及び心身の状態を確認する基本チェックリストで事業の対象者と判定された人

●内容

- 訪問型サービス ホームヘルパー、地域住民やボランティアが自宅を訪問し、日常生活での身体介護や生活援助等のサービスを行います。
- 通所型サービス デイサービスセンターや住民主体で開催する集いの場等で、日常生活での様々な支援、生活機能向上のための機能訓練を行います。
- 短期集中型介護予防サービス 日常生活に支障がある生活行為を改善して介護予防に取り組むため、リハビリの専門職が通所介護施設又は居宅等において、3～6カ月の短期間に集中して支援します。



短期集中型介護予防サービス



総合事業を利用して介護予防に取り組みましょう！

総合事業は、介護保険の認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。まずはお住まいの中学校区の地域包括支援センター又は市高齢福祉課に相談してください。